第百四十二条第一項に第一号として次の一号を加える。

一　第二十九条の二第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧の申出（地方公共団体の休日に行われるものを除く。）

第百四十二条第二項中「、第七項若しくは第八項」を「若しくは第七項から第九項まで」に、「する」を「行う」に、「によって」を「により」に、「しなければ」を「行わなければ」に改める。

第百四十三条第一項中「第八項」を「第九項」に、「する行為」を「行う行為」に、「するもの」を「行うもの」に改め、「午前八時三十分」の下に「当該行為を行おうとする地の市町村の選挙管理委員会が地域の実情等を考慮して午前六時三十分から午前八時三十分までの間でこれと異なる時刻を定めている場合には、当該定められている時刻」を加え、「午後八時まで」を「午後十時まで」に、「にあっては」を「には」に、「すること」を「行うこと」に改め、同条第二項中「第八項」を「第九項」に、「する行為」を「行う行為」に、「しなければ」を「行わなければ」に改める。

附則第二条第一項中「申請」を「、申請」に改め、「、第三十八条第一項中「領事官をいう。以下この項において同じ」とあるのは「領事官をいう」と、「、最終住所及び生年月日（当該在外投票人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）」とあるのは「及び生年月日」と」を削る。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

**第二条**　改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日以後に登録基準日（新法第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下この条において同じ。）がある国民投票（新法第一条に規定する国民投票をいう。以下この条において同じ。）について適用し、この法律の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第三条**　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第四条**　国は、この法律の施行後三年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

一　投票人の投票に係る環境を整備するための次に掲げる事項その他必要な事項

イ　天災等の場合において迅速かつ安全な国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（次号イにおいて「国民投票法」という。）第一条に規定する国民投票をいう。同号において同じ。）の開票を行うための開票立会人の選任に係る規定の整備

ロ　投票立会人の選任の要件の緩和

二　国民投票の公平及び公正を確保するための次に掲げる事項その他必要な事項

イ　国民投票運動等（国民投票法第百条の二に規定する国民投票運動又は国民投票法第十四条第一項第一号に規定する憲法改正案に対する賛成若しくは反対の意見の表明をいう。ロにおいて同じ。）のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限

ロ　国民投票運動等の資金に係る規制

ハ　国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

総務大臣　武田　良太

内閣総理大臣　菅　義偉

---

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

**法律第七十七号**

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「公共建築物」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物」に改める。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第九条）

第二章　建築物における木材の利用の促進に関する施策

第一節　基本方針等（第十条―第十二条）

第二節　建築物における木材の利用の促進（第十三条―第十五条）

第三節　建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保（第十六条―第二十一条）

第三章　建築物以外における木材の利用の促進に関する施策（第二十二条―第二十四条）

第四章　木材利用促進本部（第二十五条―第三十条）

第五章　雑則（第三十一条―第三十三条）

第六章　罰則（第三十四条）

附則

第一条中「かん養」を「涵養（かん）」に、「かんがみ、公共建築物」を「鑑み、建築物」に、「農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する」を「木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに建築物における木材の利用の促進に関する」に、「について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材」を「の策定、建築物における木材の利用の促進及び建築用木材」に、「適切な」を「適切かつ安定的な」に、「を講ずること等」を「等について定めるとともに、木材利用促進本部を設置すること」に改め、「林業」の下に「及び木材産業」を、「寄与する」の下に「とともに、脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。第三条第一項において同じ。）の実現に資する」を加える。

第二条第三項中「の整備の用に供する木材」を「に係る建築用木材」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　この法律において「建築用木材」とは、建築材料として使用される木材をいう。

第二条第一項中「（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

第二十条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第二十四条とする。

第十九条中「原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭（以下「化石資源」という。）」を「化石資源」に改め、同条を第二十三条とする。

第十八条中「柵（さく）」を「柵」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第二十二条とする。

第十七条を削る。

第三章の章名中「公共建築物における木材の利用以外の」を「建築物以外における」に改める。

第十五条及び第十六条を削る。